

令和6年土幌町議会第4回定例会

- 1 議事日程 12月10日（火曜日） 午前10時開会
 - 日程番号1 会議録署名議員の指名
 - 日程番号2 一般質問
 - 1 伊藤 健蔵 議員
子どもへの経済的支援対策について
 - 2 大西 米明 議員
全国中学校体育大会の冬季競技取りやめについて
 - 3 矢坂 賢哉 議員
土幌町のヒグマ出没時の対応について
 - 4 成田 哲也 議員
今後の遊水公園について
 - 5 西山 伸宏 議員
町職員における副業の解禁について
 - 日程番号3 議案第11号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
 - 日程番号4 議案第12号 土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
 - 日程番号5 議案第13号 土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
 - 日程番号6 議案第14号 土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
 - 日程番号7 議案第15号 令和6年度土幌町一般会計補正予算（第8号）
 - 日程番号8 議案第16号 令和6年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
 - 日程番号9 議案第17号 令和6年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
 - 日程番号10 議案第18号 令和6年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 日程番号11 議案第19号 令和6年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
 - 日程番号12 議案第20号 令和6年度土幌町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
 - 日程番号13 議案第21号 令和6年度土幌町下水道事業会計補正予算（第2号）
(閉会中継続調査申出書)
- 2 出席議員（12名）

1 番	中村 貢	2 番	森本 真隆	3 番	山中 明裕	5 番	矢坂 賢哉
6 番	牧野 圭司	7 番	大西 米明	8 番	西山 伸宏	9 番	伊藤 健蔵
10 番	成田 哲也	11 番	曾我 弘美	12 番	秋間 紘一	13 番	河口 和吉
- 3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者

町長 高木 康弘 教育長 土屋 仁志
代表監査委員 寺田 和也

5 土幌町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	総務課長	西野 孝典
地域戦略課長	小野寺 務	会計管理者	三野宮智恵子
町民課長	吉川 和美	保健福祉課長	佐藤 慶岩
産業振興課長	郷原 敏宏	建設課長	上山 英樹
建設課道路維持担当課長	若原 裕	病院事務長	増田 達也
特老施設長	齋藤 英雄	幼児教育課長	角田 淳二
消防課長	仙石 譲		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	下坂 吉彦	教育課長	川岸 滋一
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 加藤 吉宏

8 職務のため出席した者

事務局長 藤内 和三 係長 長岡 直美

9 議事録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	河川議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、伊藤健蔵議員及び10番、成田哲也議員を指名します。
2	伊藤議員	日程第2、一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 質問順位1番、伊藤健蔵議員。 本定例会に質問する時間を賜りましたので、町長に子供の経済的支援対策について質問をさせていただきます。 一昨日、土幌町・美濃市姉妹都市提携30周年記念事業として、「土幌の空」のステージを鑑賞させていただきました。町長をはじめ声高らかに開拓の物語を合唱し、町長、感動いたしました。美濃開墾合資会社の

開拓団は、土幌の開拓に夢と希望を抱き、豊かさの実現に果敢に挑戦して120年を超えました。しかし、果たして今日その物心両面の豊かさの夢はかなったのでしょうか。昨年度は、国、道、町単独事業で子育て世帯生活支援特別給付金、低所得者生活支援特別給付金等の事業でエネルギー、食料品価格等の物価高騰に直面する低所得世帯に給付金を交付し、経済的な負担軽減を図ったところであります。これら給付金の額は、16事業で1億3,300万円を超えております。しかし、今年度になっても物価高騰は昨年よりも厳しく、主食の米は高止まりとなり、賃金上昇はまだ地域までは反映されておらず、経済の厳しさは昨年以上の状況にあります。昨年対応できたことは、町民として社会状況が好転しない限り期待しているところであります。

そこで、1つとして国、道の対策の状況はどうかお聞きします。2つ目として、町単独事業として先行対策する事業は考えているのでしょうか。3つ目として、昨年町単独事業として高校生以下の子供を対象に物価高騰に伴う子育て支援事業で児童1人当たり1万円、事業費約800万円を実施しましたが、子育て支援としては公平で、極めて有効な事業と思うので、子供を健やかに育む心の籠もった経済支援を対策してはどうでしょうか。

以上、3点について質問いたします。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

伊藤議員の質問にお答えをいたします。

2024年10月の全国の消費者物価指数は、2020年を100として109.5と前年同月比で2.3%上昇しており、政府は本年11月22日に閣議決定した国民の安心、安全と持続的な成長に向けた総合経済対策において物価高の克服から足元の物価高に対応するきめ細かい対応として、重点支援地方交付金をはじめ電気、ガス、燃料油価格への支援措置を講じるとしています。

1点目の国及び道の対策の状況についてですが、政府は昨日一般会計総額で13兆9,433億円の令和6年度補正予算案の審議に入りました。中でも昨年に引き続き重点支援地方交付金として低所得世帯支援枠では、住民税非課税世帯に対する給付金、推奨事業メニュー分では都道府県、市町村においてエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業を提示しています。北海道においても推奨事業メニュー分を基に経済対策が進められるものと考えています。これらの事業については、今後制度要綱や交付限度額、手続等について通知される見込みとなっており、町としては速やかに事業実施ができるよう情報の収集に努めているところであります。

2点目の町単独事業としての先行対策についてですが、低所得、子育て世帯への給付金等を自主財源で全て賄うことは、厳しい財政状況の折、慎重に検討しなければなりません。年末までに国の補正予算案が可

決されるものと予想しており、最大限国の重点支援地方交付金を活用しながら、速やかに給付金等の事業を実施できるよう準備を進めるとともに、詳細がまとまり次第臨時町議会に補正予算を上程させていただき、事業内容をお示ししたいと考えています。

3点目の昨年度実施した物価高騰子育て支援給付金について、子育て支援として有効な事業と評価いただいていることにお礼を申し上げたいと思います。今年度も重点支援地方交付金を活用し、子育て支援として同様の取組ができるよう努めてまいりたいと存じます。

以上、伊藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長
伊藤議員

再質問があれば許します。伊藤議員。

ありがとうございます。ただいまご回答いただきました国や道の経済対策は、決定次第速やかに事業実施できるようお願いいたしますが、いましばらく時間がかかるようです。しかし、冒頭にも述べましたが、物価高は昨年よりも事業者や家計を直撃しております。生活は待ったなしです。このような状況の中で、町単独事業は町長の考えで対応できますので、町民にとって年末年始を目前に控え、何かと物入りの時期にできるだけ温かい対策を期待するところでございます。

特に3点目の昨年実施した児童1人当たり1万円の物価高騰子育て支援給付金は、所得制限や住民税非課税世帯対象枠ではなく、高校生以下の子供一人一人に公平に対応をしていただきました。税の公平な負担、給付の公平性からも意義ある対策だったと思います。町の財政が厳しいことは理解できますが、支援金額の見直しも含め、できるだけ速やかに対策をしていただきたいと思います。町長は、重点支援地方対策金の活用で考えているようですが、政府が連立過半数に達していないので、補正予算には予断を許しません。したがって、この事業だけでも一般財源で実施する考えはないのでしょうか。再度お聞きいたします。

河口議長
高木町長

町長、答弁を求めます。

お答えをしたいと思います。

回答の中でも述べさせていただいたわけではありますが、国の重点支援交付金のまだ制度要綱等がはっきりしておりません。これまでの例で申し上げますと、先に実施したものについて、国の予算はまだこれから可決されるものと思いますが、対象にならないということもありますので、その辺のところは十分見極めなければならないと思ってございます。したがって、国の予算の成立後速やかに臨時町議会も開いていただいた中で、この対策というものを速やかに行っていきたいと考えているところでございます。

河口議長
伊藤議員

再質問があれば許します。伊藤議員。

分かりました。ぜひ速やかに進めていただきたいと思います。

ところで、昨年度児童1人当たり1万円、事業費約800万円を商品券で実施いたしました。この商品券は誰に配付したのかお伺いいたしま

河口議長
高木町長

す。

答弁を求めます。町長。

18歳以下といいますか、高校生以下の子供さんを対象にということで昨年度行ったところをごさいますて、18歳未満は未成年ということになりますので、世帯の保護者に対して子供の人数分の商品券を給付というか、送らせていただいたと、こういった事業内容でございます。

河口議長
伊藤議員

再質問があれば許します。伊藤議員。

実際昨年16事業やっているのですが、ほとんどが現金口座振込ということですから、今回のこの商品券で配付するという意味があまり伝わってこないのではないのかなと思います。本来支給対象児童といいながら保護者に渡したのでは、子供たちの支援が必ずしも子供のためではなく、家庭や保護者の都合で利用されてしまいます。商品券を使って子供が自分で図書や学用品等を購入することが最も商品券で渡すことが意義あることだと思いますが、今後この事業を実施する考えがあれば、商品券は対象児童本人の名前で渡してください。そして、受け取った子供に分かりやすい文章を添えて、町長は子供たちが健やかに成長することを応援していることを伝えてください。子供たちは、将来大人になったときに土幌町の温かい支援で育んだ誇りを胸に抱き、社会で活躍してくれることを期待したいものでございます。町長の思いをお聞きしたいと思えます。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

今年度同様のことを実施をしていきたいというふうな考えを持っているところではございますが、今回この重点支援交付金を最大限活用する中で、事業を実施する中で、この事業を国のこの交付金上いつまでに完了しなければならないのかということが現時点ではまだ明らかになってございません。仮に今年度末まで、3月の末までに事業を完了をしなければならないということになってまいりますと、昨年度はこの12月の定例会でこの分の予算を補正させていただいて事業が実施できましたので、商品券という形で給付ができたわけでありまして、今のスケジュールで申し上げますと、年明けに仮に臨時町議会を開いていただいて、予算を補正してということで考えますと、商品券を印刷する、それからそれを配付する、そしてそれが町内の事業者の中で使われて、その商品券分のお金を各店舗に商工会がお支払いをして、それをもって町が最終的にこの分の商品券のお金を払うということを考えますと、正直3月末で事業を終えるというのは実質的に難しいということになります。したがって、もし年度末までにこの事業を完了するというのであれば、これは口座振込という方法を取らざるを得ないというのが現状でございます。この事業が年度を繰り越してよいということであれば、私もこの商品券という方法を取りたいという考えでおります。

今議員ご質問の直接子供に届けるという方法でございまして、先ほど

ちょっと触れたわけではありますが、18歳未満の未成年というのは法的には契約を結ぶ能力がないというような形でありますので、保護者がその役割を担う必要がございますので、これは保護者に対して給付金なり、あるいは商品券というものを支払うといえますか、お渡しするということになるかと思えます。当然物価高騰ということの中でこの給付を行っているところでございます。特にその物価高騰の影響を受ける子育て世帯にという対策でございますので、これを子供に対してどのように使うかについては保護者の考え方ということになるわけではありますが、子供の健やかな成長のために使っていただいていると思っているところでございます。

ただいま議員から提案も含めてお話があった部分であります。私としても子育て支援の充実に努めたいと思えますし、この商品券で仮にできたとすれば、そのことが子供たちのためにしっかり使われてほしいと考えているところでございます。この件、担当課とも打合せをしたところであるのですが、商品券という形で給付することが可能であれば、保護者宛てには送付をするわけではありますが、郵送用の外封筒の中にもう一つ内封筒といえますか、そういったものを準備した上で、子供ごとに何々さんへというような名前を明記するなど、心の籠もった方法となるよう検討してまいりたいと考えてございます。

河口議長
伊藤議員

再質問があれば許します。伊藤議員。

ただいま町長からそういう事務手続上でできることはやると。特に子供に理解をしていただけるように封筒等の工夫もされるということですからぜひお願いしたいと思えますが、私は商品券で渡すというのが一番価値あることだと思うので、それで特別支援金の制度を待っていたのでは事務上の問題、時間の問題がなかなか困難でハードルが高いということから、ここはひとつ町の一般財源で手当てしてはどうかと思った次第でございます。子育て支援事業として、全子供たちに商品券を直接渡す、このことは子供の人権を尊重することにもなりますので、できればこの事業は当初予算から町長の子育て支援事業の中心に位置づけ、継続的に対策することを期待して、私の質問を終わります。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

子育て支援というのは、当然私ども重点として行っているところであります。それで、その中でこれを全て単独費というところについては、最初の繰り返しになりますが、慎重に検討しなければならないということでもあります。しかしながら、これまでも子育て支援に関しては、給食費の完全無償化をはじめ様々ところで拡充をしてきているところでありますので、こういった経済的支援全体として充実できるように努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

河口議長

以上で伊藤健蔵議員の質問を終わります。

大西議員	<p>質問順位 2 番、大西米明議員。</p> <p>おはようございます。それでは、私は教育長に全国中学校体育大会の冬季競技の取りやめについてお聞きします。</p>
	<p>2027年度から全国中学校体育大会の大幅な縮小に踏み切ったことを受け、関係者から懸念する声が相次いでいます。スキー、スケートなど冬季競技のジュニア選手育成に関わる指導者の関係者は、子供の目標とする大会がなくなるのは残念、また保護者からも心配の声が上がっています。この件について教育長のお考えをお伺いいたします。</p>
河口議長 土屋 教育長	<p>答弁を求めます。教育長、登壇願います。</p> <p>大西議員のご質問にお答えをさせていただきます。</p>
	<p>日本中学校体育連盟は、本年6月8日、毎年夏季と冬季に開催してきた全国中学校体育大会に関し、9競技の実施を中止し、11競技とすると発表しました。競技が中止となるのは、水泳、ハンドボール、体操、新体操、ソフトボール男子、相撲、スキー、スケート、アイスホッケーの合わせて9競技で、このうちスキーについては2030年度から、残り8競技が2027年度からとされ、また開催を継続する競技についても大会期間を3日以内に短縮することや参加者数と開催経費を30%削減する目標も併せて発表されたところです。急激な少子化による生徒数の減少により負担金収入が減少している反面、大会経費の増加や夏の競技における酷暑対策などが大きな理由とされておりますが、部活動設置率が20%未満の競技が一律中止となったことについては疑問に思っているところでございます。</p> <p>競技が中止となる9競技のうち、現在本町で直接の影響があるのはスケートのみではありますが、十勝管内ではほとんどの競技で少なからず影響が出ることとなります。特にスケートにおいては、本町中央中学校が過去4度女子団体優勝を成し遂げている競技でもあり、また現在も中学生はもちろん少年団等でも多くの児童生徒が活躍されており、子供たちが大きな目標の一つとしていた全国中学校体育大会の競技種目から除かれることになれば、子供たちの意欲をそぎ、競技人口の減少をさらに加速させることにつながるおそれがあることから、私としても残念であり、また憂慮しているところでございます。6月の発表の際に中体連から今回中止となる競技については、各競技団体が主催する大会への一本化を提案するといった趣旨の報道がありましたが、現在のところ具体的な動きは各競技団体においても見られず、また中体連側においても現在北海道中学校体育連盟が各ブロックの意見集約を行っているとのことであり、その動向を注視していく必要があると思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、十勝管内各教育委員会や全十勝中学校体育連盟とも情報共有を図りながら、子供たちへの影響が最小限となるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>

河口議長
大西議員

以上、大西議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

再質問があれば許します。大西議員。

私も教育長が懸念している部分は、本当にそうだなと思っています。まさに6月に唐突に競技やめますよって言って、今まだ2027年ということであと3年間ありますから、それは開催地が3年決まっているから3年延びるのかもしれませんが、今の中学校の1年生、2年生、3年生は何とかクリアできるのだろうなど。だから、今父兄や何かも心配はしているが、小学校の子供を持った保護者の人は心配なのですが、中学校の子供たちはあとは高体連行けばいいのだという思いがありますから、今のところはそれほどの騒ぎにはなっていないのだと思います。まさに教育長も言われるように、この大会というのは下の子供たち、中体連であれば小学校の生徒たちも上の人を見て、今回も土幌町の奥秋さんが世界のジュニアワールドカップで金メダル取っています。だから、同じ地域から、同じ学校からそういう先輩が出る。そしたら、私も、私もってやっぱり頑張るのだと思うのです。それを部の設置が20%以下、それはスケートだとかスキーなんていうのは九州でなんかできませんから、設置率は低いに決まっています。スケートだとかスキーなんていうのは、間違いなく北海道から長野の辺までですから。だから、そんなことで中体連が切ってしまうというのは、教育長に言ってもしょうがないのですが、どんなものかなど。教育ってそういうものでないのかないのかなど。今日も多くの土幌高校の生徒が来ていますが、土幌高校の生徒たちみんな頑張っていて、いろんな大会に出て賞もらっています。それが今1年生、2年生入ってきた子供たちも、やはりそれを目標として頑張るのです。それをそぐようなことを教育が何をするのかなど。これ教育長に話しても仕方ないことだと思うのですが、そういう先輩の後ろ姿を見て下の後輩たちはいく。それを先生方もサポートして応援していく。だから、設置率がどうだとか少子化がどうだなんて言い出したら、クラブなんかやっていけません、これからどんどん、どんどん少子化になっていくのですから。

それから、教員の負担って、これはふだん教える負担なのか、それとも大会の負担なのか。どうも読んでみると大会の経費だとか先生方に負担があるのでないのかって言われていますが、それはまた違う方法でどうとでもなる話だと思うのです。今スケートをやっている釧路、十勝、苫小牧は、大体はOBの方や何かが指導してクラブ体制でやっているから、先生方が教えたりなんかするということが、大会や何かはどうしても先生方入らなければなりません、そういう中で競技やっていますから、あんまり先生方に負担ってなっているのかなど。私は教員でないから分かりませんが、OBの方が一生懸命やってくれて、その子供たちがそういうふうになって、だんだん、だんだん成果上げていっている、中体連が言うほどの話ではないと思うし、だから教育長もほかの町村と

も連携を取りながらと。これ中体連ですが、道教委は道教委でもやってくるのだと思うのですが、ぜひうちの町は上から言われたから、そういうふうには右倣えするのではなく、やはり下から、地域ではこうだよ、父兄の皆さんはこう言っていますよという意見を各町村で集約して、道教委、中体連に申し上げるようなことはしていかないと、上から言われっ放しで、それこそ部活が20%以下になったら廃止しますよなんて勝手に向こうから言われたらそのまんまになってしまいますから、どうですか、教育長、十勝管内なんかはスケート本当にみんな一生懸命やっているのです。それを何とか残すためにみんなで話し合っ、教育委員会で話し合っしてほしいなと思うのですが、どうですか、教育長。

河口議長
土屋
教育長

答弁を求めます。教育長。

先ほども申し上げましたが、今のところまだ具体的な動きというのは残念ながらないような状況ではございます。今後については、各教育委員会、それからそういった団体も含めて協議をしていかなければならない部分が出てくるのかなとは思っておりますが、1つは当初発表されていた例えばスケートでいえば全日本スケート連盟だとか、そういった競技団体での代替となるような大きな大会が開催されるというような方向になれば、一定線競技の活躍の場は保たれるのかなと思っておりますので、そういった今後の動向も見極めながら、各教育委員会の連携等も図っていければと思っております。

河口議長
大西議員

大西議員。

大体6月に中体連が発表して、半年たって何の動きもないというのもまたおかしな話なのです、これ。子供たちに対する、3年生なんかは今年競技なかったら、もう出れないです。今年はありますからいいですが、そういう動きの中で高体連でも、道教委でも同じなのですが、半年たってこうやりますよという話が全然出ない。この答弁書見ていると、マスコミの中では一本化するとか何だとか書いてありますが、それはまだマスコミの報道だけであって、中体連から出た話ではありませんから。また、スケートも競技用のスケートと言ってみれば娯楽でスケート乗る人もいますから、それは一緒にできませんから、やはり2本立てでいくとか、そういうような方法でスケートが乗れるようになれば子供たちも喜ぶので、そういう部分もあるだろうし、やっぱり競技として、それこそオリンピックに出たいなという子供もたくさんいるのです。それは、父兄から見れば自分の子供だとか孫たちがオリンピックに出て金メダル取るのだから頑張っているが、それは頑張らせばいいのですが、そんなことないだろうなんて言う親はいないと思うし、保護者はいないと思うのです。ですから、そのためにはきちっとした、半年たって何も動きがない、ただ中止ですよという、それもおかしな、中体連は何をやっているのかなって。だから、これに踏み切るまでには中体連もいろんな話をして、今後どうするかというのを決めてからしていくのが本当だと

思うのです。教育なんてそんなものでしょう。そんな簡単に思いついて、今年はこちらやる、来年はこちらやるなんていう話にはならないでしょう。それを我々はどこにぶつければいいの。教育長に言っても、教育長はここだけではどうにもならぬと言われたらどうにもならないし。道教委に言うしか方法ないのかなと思いますが、今スケートでもいろんな大会があります。士幌町だけでもやっているし、北部方面だとか十勝だとかやっていますが、そういうのは負担が大変だとか経費がかかるとかいろんなこと言うのであれば、やはりそれはみんなで話し合っ、一本化していくとかという施策はあるのだと思いますが、そういうふうにしていくか、何か考えていかないと、今年もう滑っているのですから、子供たちは。大会やっていくのですから、ここでもう3年後にはこうなりますよというようなある程度の指針が出てくれば、今の小学生も頑張っているのではないかなと思うのですが、それ出すといっても教育長一人でも、十勝は十勝、一つになってくれればいいのですが、士幌町としてはどうするか。ちょっと難しいと思うが。

河口議長
土屋
教育長

教育長。

なかなか本当に難しいご質問かなとは思っておりますが、士幌町としては今競技を続けている児童生徒も含めて、これから始めようとする子供たちも含めて、それが続けられるような、地元としてまず続けられるような支援は引き続き行っていきたいと思っております。環境整備も含めてなのですが。

あと、大会運営のお話、先ほど議員からもありましたが、これはスケートに限らず今どの競技もそうなのですが、やはり競技を運営する側もだんだん高齢化になってきていて、なかなかスタッフをかき集めるのが大変になってきている競技も多々あります。そういった側面も今回の決定にはあるのかなと思っておりますが、子供たちの競技環境の充実も含めてなのですが、そういったスタッフの養成だとか、そういったことも今後いろいろと考えていかなければならないのかなと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

河口議長
大西議員

大西議員。

教育長を責めても大変ですからあんまり責めませんが、私の思いとしては、子供たちって未来をオリンピックで金メダル取るのだぐらいの意気込みでスケートやっている子供たちがいっぱいいるのだと思うのです。ですから、そういう子供たちの意思をそぐような政策はやってほしくないなと。それが教育の一部だと思うのです。子供たちが一生懸命オリンピックに出て金メダル取るのだと。また、奥秋選手みたいな人も出たり、幕別の高木さんみたいな金メダル取る人が、十勝は清水選手もいたりなんかして、金メダル取っていますから、それはそれを励みとしてみんな頑張っているのです、子供たちは。だから、その夢を教育の場でなくすなんていうのはもってのほかだと思っているのです。ですから、

ぜひ子供たちが描いた夢が実現できるような施策を、それは運営するのも高齢者になって大変だとかって、それはみんな父兄でも保護者でも協力してくれって言えばしてくれます。それは、どうやってそういう人たちを受け入れるかというのが教育委員会の考え方だと思うのです。だから、大変だ、大変だと言えば何でも大変です。子供の夢をどうやって育てるかが教育委員会の仕事です。ぜひそれに向かって、子供たちが不安なしに頑張れるような施策をスケートだけでもやってほしいなと思いますので、教育長、最後。

河口議長
土屋
教育長

教育長。

先ほどのスタッフ云々の部分については、本町的には既にもうお子さんがスケートをやめられた過去保護者で携わった方々も含めて、かなり多くの方々がお手伝いをいただいております。ですから、本町的にはスタッフは、私としてはそろっているものと思っています。ただ、十勝もそうなのですが、全道的には先ほど言ったようにだんだんと高齢化になってきているという事実はありますので、その部分については先ほども申し上げたとおり働きかけを引き続き行っていかなければならないかなと思っています。

いずれにしましても、士幌町としては引き続き全ての種目が、スケートに限らずほかの種目もそうなのですが、引き続き子供たちが続けられるような環境整備をしていきたいと思っていますし、スケートに関しては特に本町出身の選手が今高校、大学、それから社会人も含めればまだ10人以上の選手がオリンピックだとか、大きな大会を目指して頑張っておりますので、その方々に続けるような子供たちをつくっていくのも我々の責務だと思っていますので、引き続き環境整備には努めていきたいと考えております。

河口議長
大西議員

大西議員。

言い忘れたが、中体連や何かは出場するときには出場の経費や何かは町が支援していたのですが、クラブの大会や何かになってしまうと公的な大会でなくなってしまうから、そういうときの支援というのは教育委員会はどうか考えていますか。それだけ最後にお聞きします。

河口議長
土屋
教育長

教育長。

現在教育委員会の規則で士幌町スポーツ振興助成規則というのがございまして、基本的にはこの中で対応はできるものと考えております。今予算については、中体連の事業については学校教育側の予算で、それからそれ以外の例えば少年団だとか、士幌町出身の高校生が出たりだとか、そういった部分については社会教育側の予算で毎年計上させていただいております。内容については双方同じでありますので、例えばクラブチームになって、スポーツ団体の主催の大会になったとしても、現行の制度の中で社会教育側の予算で助成をすることは可能ですので、その中で対応できるとは思っておりますが、最終的にほとんどの種目がそう

	<p>なったときには内容の見直しも含めて、改めて整理はしていかなければならないかなと考えております。</p>
河川議長	<p>以上で大西米明議員の質問を終わります。</p>
	<p>質問順位3番、矢坂賢哉議員。</p>
矢坂議員	<p>おはようございます。私からは、士幌町のヒグマ出没時の対応について質問をさせていただきます。</p>
	<p>近年全国的に熊の出没及び被害が増加傾向にあり、本町においても農村部でのヒグマの目撃や足跡等の通報は増加していると推測しています。また、各地でアーバンベアと呼ばれる熊の市街地での出没事例も多く、人が襲われるなど命に関わる被害も出ていることから、ヒグマに対する住民の不安は増していると感じており、その対策は今後自治体にとって重要な課題であると言えます。そこで、本町においてのヒグマに関する通報及び捕獲頭数の近年の推移と出没通報時の対応についての現状をまず伺います。</p>
河川議長	<p>答弁を求めます。町長、登壇願います。</p>
高木町長	<p>矢坂議員のご質問にお答えをさせていただきます。</p>
	<p>本町におけるヒグマの出没に関する通報件数については、本年度10月末現在で10件の情報が寄せられております。出没内容は、目撃、足跡、ふんの発見となっており、本年3月から町のホームページ上で出没日時や場所などの詳細な情報をお知らせしておりますが、いずれも出没等があったのは農村部であり、捕獲頭数につきましては現在まで4頭となっております。また、近年の通報件数、捕獲頭数の推移であります。令和4年度は通報が4件、捕獲頭数は1頭、令和5年度は通報が10件、捕獲頭数は7頭となっております。</p>
	<p>次に、出没通報等があった際の町の対応であります。目撃者から町や警察署等に通報があり次第、役場担当者が現地調査を実施し、痕跡の確認や情報収集と関係機関への情報共有を行い、必要な措置を講じますが、熊がいる、先ほど見たなど人命に危害を及ぼすおそれがある場合には直ちに町から猟友会に出動を要請し、警察と対応を協議し、捕獲などを実施しており、昨年は2回の出動要請を行っております。通報の内容が足跡やふんの場合は、状況を見極めつつ、出没した地域の住民やJA、教育機関など関係各所へファクス、メール、町公式ラインなどを通じて速やかに注意喚起を行い、地域住民の安全確保や農業被害防止に努めているところであり、町のホームページ上においても観光客や滞在者に向けても地図上で分かりやすく確認できるよう広域的な情報発信、周知の強化を図っているところでございます。</p>
	<p>近年ヒグマによる被害、捕獲頭数が増加傾向にある中、北海道では令和4年4月にヒグマ管理計画を策定し、人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減並びにヒグマ地域個体群の存続を基本とし、さらに出没の抑制から出没時の対応を一層強化していく方針を示して</p>

おります。また、国においては、鳥獣保護管理法の改正を検討しており、こうした新たな方向性を踏まえつつ、警察や地元猟友会との連携を深め、円滑な駆除対応と安全対策に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、矢坂議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長
矢坂議員

再質問があれば許します。矢坂議員。

ヒグマ出没の通報数及び捕獲数も数年前に比べてかなりの増加傾向にあるわけですが、ヒグマへの対応、駆除に当たりましては、本町だけでなく全国の自治体で地元猟友会の協力なくしては成り立たないというのが実情であると思います。

そのような中、本年11月、北海道猟友会は各支部に対し、自治体などと連携が不十分な場合、自治体からのヒグマ駆除要請に原則応じない旨の通知をするよう検討中であるとの大変ショッキングな報道がありました。この背景には、2018年8月、砂川市で住宅地にヒグマが出没し、同市の要請で猟友会ハンターの男性がヒグマを駆除した際、付近の建物の方向に撃ったとして鳥獣保護管理法違反などの疑いで書類送検され、公安委員会が猟銃所持の許可を取り消した事案があり、これをきっかけに北海道猟友会がヒグマの駆除要請を拒否する動きが報道されたものであります。仮に駆除要請拒否の通知、もしくは慎重な姿勢が取られた場合、猟友会にヒグマの駆除を要請している本町を含め道内の自治体は、根本からヒグマへの対策を考え直さなければなりません。そこで、町長に本町のヒグマの駆除要請について今回の北海道猟友会の動きをどう受け止め、猟友会との今後の連携をどのように考えておられるか伺います。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

まず、11月に報道されました北海道猟友会がヒグマ駆除要請に原則応じないよう支部に通知を検討という報道内容を受けまして、現状この猟友会の協力が得られなければヒグマの駆除を行う方法がございませんので、正直困惑をしたところでございます。その後、道猟友会で協議が進められた内容では、従来から行っている自治体からの駆除要請については対処するという方針に変わりがないとしつつも、道、それから警察、市町村と十分な共通理解を持って不安のない状況で行うべきと。さらには、不安の残る状況で無理に実施する必要はないとの方針があったとお聞きをしております。これらを受けまして、道猟友会の音更支部の土幌部会に今後の対応について確認をしたところ、関係者間の連携が図られており、これまでと同様に出勤要請に応じますという旨の回答をいただいているところであります。複数の支部からは市街地での発砲に関し責任所在の明確化ですとか、身分保障に関する法改正の要望などが出されておまして、北海道においてもハンターが捕獲活動において安全かつ円滑に有害鳥獣の捕獲ができるよう国に対しても要望がなされたものでございます。これまで地元猟友会の皆様方には地域住民の安全、そ

して安心、農業被害などの防止にご理解、そしてご協力をいただき、またヒグマの対応のみならずエゾシカ、キツネなどの有害鳥獣駆除対策にもご尽力をいただいております。敬意を表するところでありまして、町といたしましても引き続きこの猟友会及び関係者と積極的な意思疎通を図りながら、ハンターの立場を理解を深めつつ、緊密な協力関係をより一層強化し、地域の安全と有害鳥獣対策に取り組んでまいりたいと考えております。

河口議長
矢坂議員

再質問があれば許します。矢坂議員。

現時点では、これまでどおりの連携を確認しているとのことのお答えでしたが、これまでも危険なヒグマに対しての出動要請に応じていただいております猟友会の皆様には、改めて感謝と敬意を表すものであります。今回要請を拒否するところもある中で、今後も要請に応じていただいた、それはひとえに猟友会の皆様の深いご理解の下、これまでの町と猟友会の意思の疎通が良好であり、信頼関係がしっかりと構築されていることが要因なのだろうと思います。しかしながら、今後の連携を維持していく上では、ヒグマ駆除は苛酷な命がけの任務であること、特に出動に対する時間的な拘束やその労力、精神的な負担など、対応に当たられるハンターの立場を改めて熟慮し、報酬面なども含め持続的かつ円滑な捕獲活動についてもこの機会に十分話し合い、相互の理解をより深めつつ、猟友会に対し協力を求めていくことが大事だと思います。町においては、それらも十分に考慮され、ぜひ今後も引き続き猟友会、警察、町が一体となった信頼関係の構築に努められるようお願いいたします。

次に、先ほどのご答弁の中で本町のヒグマ捕獲頭数について回答がありました。先日北海道から2023年度に道内で駆除や狩猟などにより捕殺された個体数は、2022年度の1.9倍の1,804頭であったことが公表されました。依然として生息数が多い中、北海道はヒグマの頭数削減に取り組んでいくことを目標としておりますが、そのためにはハンターの確保が欠かせないものと考えておりますが、ハンターの高齢化などによる猟友会の会員数の減少は、本町に限らず全国の自治体で抱える問題、課題であろうと思います。そこで伺いますが、近年一部自治体では職員として有害鳥獣対策に当たる専門のハンター、いわゆるガバメントハンターを導入し、迅速な駆除、捕獲活動を行っている市町村がありますが、士幌町においてこれまで導入の検討をされたことがあるのか。また、ハンターの負担軽減や確保については、どのように考えておられるのか伺います。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

まず、ハンターの状況についてであります。本町の猟友会の会員数は現在14名でございます。令和4年度からのこの会員の推移であります。加入が3名で退会が4名ということで、1名減となっております。また、年齢におきましては、令和4年の平均年齢が57歳でありまし

たが、おかげさまでここ数年間若い方の加入があったことから、平均年齢は49歳ということになっており、会員数の減少や高齢化というのは抑制をされておりますが、一方で北海道猟友会の会員数は、若干古くなりますが、1990年度に9,367名が所属をされておりましたが、直近の2023年度では5,470名となっておりまして、減少傾向であることから将来を見据えたハンターの確保、そして後継者の育成への取組は重要であると考えてございます。

また、本町では、これまでガバメントハンターの導入を検討した経緯はございませんが、ハンターの育成や確保についてはまずは国や道が駆除対応を担う専門部署や人材の配置、ハンター育成に関する具体的な構想を打ち出すことや市町村への財政支援を含め対策をしっかりと講じていただく必要があると考えてございます。北海道内におきましては、4つの市町村でこのガバメントハンターというものが導入されておりますが、一方で新たにハンターとなる場合には高い技術と知見を持つ熟練のハンターからヒグマに関する十分な知識と技量を学ぶことが不可欠であります。さらには、永続的に取り組む人員体制の構築も必要であると考えております。また、自治体によっては、このハンターを地域おこし協力隊員として採用し、捕獲従事者の負担軽減に取り組んでいる自治体もあることから、それらを調査研究をするとともに、地域全体の有害鳥獣対策、そして自然環境保全の観点を含めまして人材確保について検討してまいりたいと考えているところでございます。

河口議長
矢坂議員

再質問があれば許します。矢坂議員。

ガバメントハンターについては、現在でも道内で4つの自治体しかまだ置いていないということですので、自治体にとりましてもまだ様々なハードルがあるのかなということも理解できますが、民間任せの駆除にはいつの日か限界が来ることも予想されます。士幌町においては、将来的なハンター確保の視点においても現在既に導入している自治体の実情や実績なども十分に調査研究していただき、国や道の動きを注視した上で今後検討をさせていただきたいなと思います。

次に、先ほどの答弁の中で農村部や山間地域での出沒対応についてはご回答をいただいたとおりにかと思いますが、通告でも申しましたとおり、全国では市街地に近い山林から人々の生活圏である農地や住宅街などに出沒するアーバンベアの被害に関する報道が頻りにされております。本町では、幸いにもこれまで出沒は確認されておませんが、いつそのような状況が起こっても何ら不思議ではないと言えます。つい先日も秋田県のスーパーマーケットに熊が侵入し、立て籠もったというニュースがあったばかりであり、数年前には札幌市の住宅街に現れたヒグマが人を襲うという戦慄の映像は、計り知れない恐怖を人々に与えました。さらに、2019年には帯広の小学校の校庭に熊が4時間にもわたって木に登ったままの状態が続いた後、駆除されたという事案もありまし

た。このように近年の傾向としてアーバンベアへの警戒も大変重要になってきていることを踏まえ、現在町ではもし市街地や住宅街、または小学校や保育園などにおいてヒグマの出没があった場合についてどのように対応する準備があるのか、それを伺います。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

市街地に出没した場合の対応につきましては、産業振興課長からまずお答えをしたいと思います。

河口議長
郷原産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、郷原よりご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

矢坂議員ご指摘のとおりでございまして、本町ではこれまで幸いにも住宅街や学校など市街地での出没や人命に関わる重大な被害は出ておりませんが、全国的に増加傾向にある出没や人身被害の報道を受けまして、ヒグマに対する住民のご不安は増してきており、日頃から市街地への出没を想定した十分な備えや迅速に対応できる体制の準備が必要であると考えておりますが、町では市街地出没に応じたマニュアルを作成しておらず、国や北海道が策定しているマニュアルや対応方針を基に必要な措置であります捕獲や追い払い、箱わな設置などの対応を講じることとしておりまして、また地域住民への対応につきましては行動自粛要請や注意喚起、経過観察及び必要に応じたパトロールなど人命を第一に優先し、適切な対応を講じてまいりたいと考えております。

このような中、本年7月に帯広警察署の呼びかけにより、士幌高校敷地内におきましてヒグマ出没事案を想定した訓練を実施したところであります。周辺住宅街を通り、教員住宅に侵入したヒグマを校舎から猟銃により駆除することを想定し、町や高校、警察署員及び猟友会ハンターが連携し、現地の状況や周辺の安全を確認するとともに、捕獲方法など詳細に確認しながら慎重な訓練が行われました。訓練を終えた後、警察署の方から状況に合わせた情報共有ができた、また関係機関との連携が必要不可欠だと改めて認識したとの振り返りがあったところであります。

一方でヒグマが生活圏に出没する要因としては、人的要因、例えば生ごみ、農作物の放棄、残渣などと併せまして熊の行動特性など複合的に関係していることから、地域ぐるみで熊を寄せつけないということも大変重要であると考えており、出没を抑制する対策につきましても住民の皆様と一体となって取り組んでまいりたいと存じております。

以上、ご回答申し上げます。

河口議長
矢坂議員

再質問があれば許します。矢坂議員。

人々の生活圏、市街地への出没を想定した対応についてもお聞きしましたが、今回の士幌高校での訓練の実施などは、今日士幌高校の生徒さんいらっしゃいますが、現場での対応について大変意義深いものなので

ないのかなと思います。また、今後も必要なのかなとも考えております。とともに、いざ学校や市街地に熊が出たとすると、住民や児童生徒、教員の不安はもとより、対応に当たります町職員や警察、猟友会など関係者にも相当な緊張感あるいは混乱が予想されます。先ほどの答弁の中で、現在は町独自の対応マニュアルはないとのことですが、有事に備え、指揮系統や連絡、周知がスムーズに行われるように市街地及び学校での独自のヒグマ対応マニュアルを制定していくことが望ましいと考えておりますが、方針を伺います。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

昨今のヒグマの出没状況を鑑みますと、農作物被害や人身被害など、人と熊類を含む有害鳥獣のあつれきというものが深刻な問題となっていると思っております。ヒグマの出没を抑制して人的被害や農業被害を軽減するためには、人と熊とのすみ分けというものが鍵となっておりまして、人の生活圏では熊の出没を抑制する対策を徹底し、出没自体を減らすことや地域住民の皆様に向けましてはヒグマの生態に関する正しい知識の醸成、そして普及活動が重要であると考えてございます。また、出没した個体への対応方針や関係者の連絡体制及び役割を明確化させるとともに、出没時には迅速な対応を取ることができる人員の配置も検討しなければなりません。鈴木北海道知事は、11月18日に北海道の猟友会の会長と環境省を訪れ、副大臣に対しましてヒグマ捕獲体制の強化に係る要望をしております。要望の中では市町村や関係機関が市街地への出没対応マニュアルを策定する際、国の支援について要望したところでございますので、町といたしましては国や北海道の動向を注視しつつ整合性を図り、町として実行力を伴ったマニュアルの策定につきまして検討してまいりたいと考えております。

河口議長
矢坂議員

矢坂議員。

ありがとうございました。実効性のあるマニュアルの策定、ぜひ早急に整備し、町民の安全確保のために万全を期していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ここまで本町におけるヒグマの出没時の対応の現状と今後についての考えを伺いました。冒頭に申し上げましたとおり、現在農村部においてはヒグマの痕跡や目撃などが増加の一途をたどっており、農村部の住民にとっては日常生活や農作業時においていつ何どきヒグマと遭遇しても不思議ではない不安な環境下にあります。その対応については、これまでの対応の中での問題点や改善すべきところを町としていま一度検証し、今後の対策においては市街地や学校などと同様にマニュアル化することも含めて、これからの対応策に結びつけていただきたいと考えております。

また、今後の対策という部分では、国は今年度ヒグマとツキノワグマを指定管理鳥獣に指定し、捕獲や調査に交付金を支給することや電気柵

の設置や先ほどもお話ししました熊出没時の対応マニュアルの作成、自治体における熊対策の専門的な人材や捕獲技術者の育成、確保などの被害対策パッケージを示し、指定管理鳥獣の対策に充てる自治体向け交付金の予算措置も検討されているようです。今後これら国や道の交付金などを活用しながら積極的な対策を講じ、対応と対策両面で各方面と連携を強化しながら取り進めていただきたいと思います。

最後になりますが、年を追うごとに増加するヒグマへの対応、対策は、住民や関係機関の町に対する信頼が背景にあってこそ成り立つものだと思います。町長をはじめ職員の方々にはこれまで以上にそのことを十分に認識され、今後も対応と対策に尽力されますようお願い申し上げ、最後に高木町長の思いをお聞かせいただき、私の質問を終わります。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

まず、安全で安心な生活環境を確保するということが行政機関として、国、そして都道府県、市町村、それぞれの役割に応じた責務だと考えております。また、国においては、今年4月に熊類を指定管理鳥獣に追加したことに続きまして、現在鳥獣保護管理法第38条の改正に関する様々な議論が進められておりまして、今後迅速な捕獲、駆除対応が可能な法的枠組みの整備に期待をしているところでございます。ヒグマをはじめとする有害鳥獣の駆除につきましては、繰り返しになってしまいますが、まず広域行政をつかさどります北海道、そして何といたしましても猟友会の皆様や地元警察との連携と積極的な意思疎通によりまして緊密な協力関係をより一層強化し、地域の安全、安心の確保と効果的な有害鳥獣対策にマニュアルの策定ということも含めて取り組んでまいりたいと存じますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

河口議長

以上で矢坂賢哉議員の質問を終わります。

暫時休憩。

午前11時06分 休憩

午前11時06分 再開

河口議長

休憩を解き会議を開きます。

質問順位4番、成田哲也議員。

成田議員

私より町長に今後の遊水公園についてお伺いいたします。

士幌町開基70周年記念事業として平成3年5月の完成した遊水公園は、水路、遊歩道の整備をはじめ平成8年までに遊具や噴水などの整備を行い、子供からお年寄りまで安心して過ごせる公園として多くの町民に親しまれております。しかし、整備から30年以上が経過し、水路、遊歩道、遊具なども経年劣化等による老朽化が見られております。これまでも必要に応じ修繕等を行っているとは理解しておりますが、全体的に修繕が追いついていない部分もあると感じられますので、今後の修繕な

河口議長
高木町長

どの考えについてお伺いたします。

答弁を求めます。町長、登壇願います。

成田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本町の遊水公園は、昭和38年までかんがい水路として利用されていましたが、その役割を終え、以降約20年間無水で、雑草が繁茂する状況でありましたが、水が流れていた当時のように水辺の癒やしの空間を求める住民要望を受け、親水性のある水道整備事業により良好な水辺景観を形成することを目的とする国の水緑景観モデル事業を活用し、市街部の約900m区間で親水性を考慮した開水路と併せて水路沿線には植栽、遊歩道、ベンチなどを整備したものであります。また、旧役場庁舎跡地には、商店街の活性化を図る商店街近代化事業の関連施設整備として広場、ステージ、遊具、噴水等を整備し、両施設は一体としての相乗効果により町民の皆様の憩いの場、子供たちの遊び場として、また各種イベントの会場としてたくさんの方にご利用いただいているところであります。公園の維持管理については、職員による目視点検をはじめ、遊具類などについては安全基準に基づいた点検を専門業者により毎年実施しながら、劣化が見られる場合にはその状況に応じて部品交換など修繕を実施し、安全性の確保を第一に維持管理に努めているところでございます。

議員ご指摘のとおり、整備から30年以上が経過しており、公園を形成しています水路、樹木、園路等をはじめ遊具等の経年による老朽化が進みつつあると認識をしているところでございます。公共施設の更新につきましては、多額の経費が必要であり、適切な維持管理と年次的な修繕による長寿命化に努めながら、安全で快適な公園環境を提供してまいりたいと存じます。

以上、成田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長
成田議員

再質問があれば許します。成田議員。

答弁にもありましたモデル事業を活用した開水路ということですが、開水路の中、現在この役場庁舎北側、公用車の車庫の裏側辺りは、石の破損が激しく、何年もバリケードを張ったままです。同じように各祭りで使用されます広場のステージも石の破損が激しいといった形になっております。これでは本来の機能というのも、あと癒やしの空間というのはどうなのかなと思っておりますので、現在の修繕の時期等考えがありましたらお聞かせください。

河口議長
高木町長

町長。

まず、今バリケード等を設置しております人道橋と申しますか、これの修繕に関して建設課長からお答えをしたいと思っております。

河口議長
上山
建設課長

建設課長。

建設課長、上山よりお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、庁舎北側の一部、バリケード等を設置して危険

性を回避しているという状況の人道橋2橋ございます。こちらについては、通行止めというか、バリケード設置してから相当数年月がたちましたものですから、今年度なのですが、今年度人道橋の撤去については今現在撤去の工事を発注させていただいたところでございます。

あとは、ステージ等の劣化等につきましては、建設課の現課でも十分把握はしてはいるのですが、規模的にちょっと大きいというのと、部分的でちょっと修繕が対応できるかどうか。今表面がコンクリートむき出しではなくて、化粧砂利で施した表面になってございますので、階段なら階段、フロアならフロアと部分的にやらないとまだらな模様になってしまう、そういう修理もあるのですが、見た目もちょっと重視しなければいけないなど。そういうのも検討しなければいけないなどと考えてございます。一応今の現状の状況としては、検討しているという状況でご理解いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

河口議長
高木町長

町長。

今人道橋、それからステージ等について建設課長からお答えをしたところでございますが、修繕についてはやはり危険性を伴うところをまず最優先にしながら、全体の点検の中でどこから手をつけていくかということも含めて年次的な修繕ということが必要だと私も認識をしているところでございます。それらのことを含めて、そういった年次的な修繕をもってこの施設全体の長寿命化というものを図りながら、快適な公園環境というものを提供してまいりたいと考えております。

河口議長
成田議員

再質問があれば許します。成田議員。

今町長の話にもありました年次的な修繕ということで、先ほど言っておりました職員の目視による点検等も含め、しっかり見ていただいて、優先順位等あると思いますが、修繕よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、遊具等については、安全基準に基づいた点検を専門業者によって実施されているようですが、水路沿線、遊歩道脇の樹木に関しては、現在かなり年数がたっており、覆いかぶさっているのです。伐採の予定などあるのであれば教えていただきたいというのと、さらに広場の南側にあります二宮尊徳銅像、石碑の近くの木もかなり覆いかぶさっている状況でございますので、そこを含め伐採等の考えがありましたらお聞かせください。

河口議長
高木町長
河口議長
上山
建設課長

答弁を求めます。町長。

樹木の管理等について建設課長からまずお答えをしたいと思います。
建設課長。

建設課長、上山よりお答えさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、沿道周辺にはもともとあった樹木ほか公園整備で植栽した木等、様々ございます。毎年建設課としては、枝ぶりが大きくなって、枯れたものが落下して危険性を伴うもの等については、毎年

部分的ではございますが、枝払い等を実施させていただいている状況でございます。ただし、太くなって根元から腐っているようなものについては、根元からも伐採させていただいてございます。

あと、来年の予定はしているのですが、園路南側に垣根が部分的にずっと残ってございます。こちら毎年スズメバチの巣が作られて、園路をご利用される方、また近隣には一般住宅も張りついてございますので、管理する上でもスズメバチ危険性伴いますので、垣根については来年除却する予定となっております。

以上で説明を終わります。

河口議長
成田議員

再質問があれば許します。成田議員。

公園周りが北海道すこやかロードとうたっておりますので、安全なロードになるようお願いいたします。

次に、現在遊具横にあります子供の隠れ家として建てられた小屋でございますが、全く利用されておらず、といいますか施錠されている状況にあると思います。今後その建物をどうしていくのかお聞かせください。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

建設当時あれを造って、そこでいろんないたずらといいますか、放火などもあって大変なことがあって、それ以来閉鎖をしているという状況でございます。今後どうするかについてであります。公園全体の点検を含めた中でこれをどのように維持管理していくかという考え方の中で、今後についてはその中で検討をさせていただければと思っているところでございます。

河口議長
成田議員

再質問があれば許します。成田議員。

検討のほどよろしくようお願いいたします。

今後認定こども園の移設等により、今まで以上に散歩などでの利用率は上がると思われ。土曜日、日曜日の利用率も土幌町内ではかなり高い公園ではないかなと思っております。ですが、公園といいながらトイレが設置されておりません。土曜日に関しては、近くのタウンプラザのトイレを使うなどできますが、日曜日になるとここコミセンのトイレまで来るしかありません。そのコミセンのトイレまで遊具から近いようで300mあります。私の足で歩いてきましたら4分ほどかかります。そして、夏場限定ですが、町民プールのトイレがあります。そこまでは遊具から150m。タウンプラザは75m、一番近くにありますが小学校の南側のトイレは50mの距離です。そして、先ほども言いました北海道すこやかロードと書いてある看板にはトイレのマークがあるのですが、それがどこかという町営球場の駐車場北側のトイレを指しております。ご存じとおり、遊具からもかなり遠い場所となっております。そして、行ってみますと鍵がかけてあり、常に利用することができない状況にあります。親が常について、車で移動すれば時間はほとんどかからないとは思

いますが、子供たちだけで遊ぶことも多くあると思います。実際の利用者の声といたしまして、トイレの設置というのを望んでいる声が多く聞こえてきます。費用の問題、管理の問題、設置場所の問題等もあると思いますが、ぜひ設置に向けて検討していただきたいと思っておりますが、どうお考えでしょうか。お伺いします。

河口議長

ここで11時35分まで休憩とします。

午前11時21分 休憩

午前11時35分 再開

河口議長

休憩を解き会議を開きます。

町長、答弁願います。

高木町長

再質問にお答えをしたいと思います。

遊水公園の整備当初からあの中に公衆トイレというのは整備されてこなかったところがございます。一体的に整備をしたタウンプラザを含めて役場、コミセン、そして土幌小学校のグラウンドのトイレも使えたのかなというふうな、そんなことがあって、恐らくその中にはトイレを整備をしてこなかったのかなと思っているところがございます。

議員おっしゃるように新たなトイレの整備、かなりの費用当然かかります。当然のことながら維持管理費というものも毎年かかってくるところがございます。当面現在の周辺のトイレを利用いただくことでお願いをしたいと思いますのですが、現在遊水公園から一番近いトイレがタウンプラザなのかなと思っておりますが、現在も平日はいいのですが、土日は事務所が閉まっているということで閉まっておりますので、やはりそれ以外ですと役場、コミセンなどなどということで非常に遠くなってしまうので、これらの解消方法として、商工会ともちょっと相談をさせていただいているのですが、外のドアの中に事務所に行けないようにシャッターがつけられているということで、何とかこの土日トイレのみを開放できるように今いろいろ打合せをしているところでございます。おおむね了解をいただいている状況もでございますので、そういった方法で当面はご利用いただくことで考えているところがございます。今後もトイレについては、建設費の費用的な問題、あるいは維持管理費の問題もありますので、全体的な公共施設の整備の中でどのように快適な環境を提供していくかという中で検討していければと思っています。

河口議長

再質問があれば許します。成田議員。

成田議員

今町長の答弁にもありましたとおり、それぞれの団体、それぞれが連携してやっていただきたいと思います。

最後に、私から町長の最初の答弁でもありました全ての町民に安全で快適な公園環境を提供していただけるよう、何度も繰り返しますが、お

河口議長	<p>お願い申し上げます、一般質問を終わらせていただきたいと思います。</p> <p>以上で成田哲也議員の質問を終わります。</p>
	<p>質問順位 5 番、西山伸宏議員。</p>
西山議員	<p>本日最後の一般質問になります。よろしくお願いいたします。</p> <p>私の一般質問ですが、町職員における副業の解禁について。近年様々な業種で労働力不足が深刻な問題となっており、土幌町も例外ではありません。そこで、町の職員が土幌町の産業や地域の現状をより深く理解することと併せ、労働力不足など様々な課題の解決に向けた地域貢献の一環として、職員の副業解禁を提案したいと考えますが、町長の考えをお伺いします。</p>
河口議長	<p>答弁を求めます。町長、登壇願います。</p>
高木町長	<p>西山議員のご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>初めに、地方公務員の兼業については、公務能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持等のため国家公務員と同様に許可制が採用され、具体的には地方公務員法第38条により任命権者の許可を受けずに営利企業の役員に就任すること、自ら営利企業を営むこと、報酬を得て事業や事務に従事することは禁止されており、これは職員の職務への専念義務や公正な職務遂行、公務への信頼確保の趣旨から設けられているものであります。一方で多様で柔軟な働き方へのニーズの高まりや人口減少に伴う人材の希少化などを背景として、地方公務員の公務以外における社会貢献活動での活躍が期待されていることを受け、国は地方公共団体に対して各任命権者が兼業許可を行うに当たり参考となるよう国家公務員における許可基準や各地方公共団体における社会貢献活動に関する兼業許可等の事例を示し、さらに令和2年1月には許可基準の設定や公表、兼業許可の運用について総務省通知を発出するなど、許可基準の具体化、明確化とその適切な運用が求められているところであります。議員ご指摘のとおり、様々な分野で働き手が不足し、地方からの人口流出や少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少を踏まえると、今後ますます働き手確保が難しくなることが予想される中、その対策として職場環境の改善やデジタルを活用した業務効率化の推進、若者の仕事に対する価値観の変化への対応、シニア層の雇用環境の整備など、官民を問わず各業種がそれぞれの業態や実情に応じた働き手確保に努められているものと認識しております。</p> <p>町職員の副業解禁につきまして、まずは他の自治体の取組事例や具体的な運用基準と実績や課題などについて情報収集してまいりたいと考えておりますが、町内の労働力不足を補完することに主眼を置くのではなく、職員のワーク・ライフ・バランスを考慮しながら、職員が主体的に能力を高められる環境を整備していく方策の一つとして調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。</p>

河口議長
西山議員

以上、西山議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。
再質問があれば許します。西山議員。

町長の答弁の中にもありましたが、私も労働力不足の穴埋めという観点ではなく、町の職員が地域社会により積極的に関わることで職員個々のキャリアアップや幅広い人脈の形成、各産業の現場に対する知識を深めることにつながり、それが結果的に職員の本業である公務に生かすことができるものと考え、今回このような質問をさせていただいたところでもあります。

近年、町の新規採用職員が増えていますが、特に若手、中堅の職員が士幌町という地域を見て知ること、そして町の産業に実際に触れることができるという機会をつくること、そういう環境を整えることは、職員の成長にもつながる一つの方策であると考えます。町内の労働力不足の緩和に向けた取組の一助にもなるものと考えますし、職員の成長や地域全体の活性化にも資する有意義な取組として、職員の副業解禁について前向きに検討いただきたいと考えておりますが、町長のお考えを再度伺います。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

先ほどもお答えをしておりますが、まず他の自治体の取組事例、具体的な運用基準などについて情報収集を進めるとともに、十勝管内でも4つの自治体がこれを運用しているという実績がございますので、それらの実績や課題や、また影響などについても調査をさせていただければと思っております。議員ご指摘のとおり、地域を知ること、そして町の産業を知ること、それによって職員の知見や仕事の幅が広がることは大切なことだと私も考えているところでございます。一方で職員が副業により報酬を得ることについて必ずしも肯定的な意見ばかりではないとも考えられますので、職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを基本としながら検討してまいりたいと考えております。

河口議長
西山議員

再質問があれば許します。西山議員。

まずは管内町村の状況など、他町村の事例を収集していきたいということは理解しました。ぜひ先進的に取り組まれている町村の事例に倣って、本町でも前向きに検討していただきたいと思ったところです。

次に、最初の町長からの回答の中で、地方公務員法の規定や総務省からの通知について言及がありました。一定の制限はあるとしても、任命権者、すなわち町長の許可があれば職員の副業は可能であると解釈しています。そこで、職員からの申請に基づき近年実際に兼業、副業を許可したケースがもしありましたら、具体的にどのようなケースで、何件ぐらい実態としてあるのか、参考まで教えてください。

河口議長
高木町長

町長、答弁願います。

近年の職員、それから会計年度任用職員の兼業、副業の許可あるいは届出については、総務課長からお答えをしたいと思います。

河口議長
西野
総務課長

総務課長。

総務課長、西野からお答えをさせていただきます。

兼業、副業の許可という件でございますが、令和5年度以降、昨年度以降になりますが、太陽光電気の販売と不動産の賃貸、2件2名の許可実績がございまして、いずれも地方公務員法の趣旨に照らしまして公務の公正性に支障がないということを確認した上で許可したものでございます。

また、パートタイムの会計年度任用職員につきましては、地方公務員法に規定されます営利企業への従事等の制限というものが適用されませんが、パートタイム会計年度任用職員が営利企業等に従事する場合には、町の規則に基づきまして営利企業等従事届というものを提出を求めています。この提出を受けた従事届出の件数等につきましては、これも令和5年度と6年度になりますが、それぞれいずれも9件9名となっております。この提出を受けた従事届出の件数等につきましては、これも令和5年度と6年度になりますが、それぞれいずれも9件9名となっております。届出のありました具体的な従事内容といたしましては、一般事務のほか施設の清掃業務、代替保育業務、それから農業などがございました。直近では選挙当日の投票所の投票立会人業務に従事する届出もあったところでございます。

以上でございます。

河口議長
西山議員

再質問があれば許します。西山議員。

ただいま説明ありました件は分かりました。

次に、今回提案させていただいた職員の副業解禁につきましては、現在本町でも議論が進められている中学校部活動の地域移行に際しても町の職員が参画しやすい環境を整えることで職員の活躍の選択肢が増え、地域の教育活動の活性化に貢献することが期待されるなど、地域の課題解決や産業振興にもつながるものと考えています。こういった今後の中学校部活動の地域移行も見据え、予算がかかる制度ではないと思いますので、ぜひスピード感を持って副業を進めていただきたいと思います。再度町長の考えをお伺いします。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

議員おっしゃるとおり、現在議論を進めております中学校の部活動の地域移行におきましては、休日の部活動から段階的に地域移行することを基本としておりまして、令和5年度から7年度までの3年間において取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指しているところでございます。一方で冒頭の回答の中で申し上げましたように、職員の職務への専念義務や公正な職務の遂行、公務への信頼確保という観点から公務員には求められておりますし、本業の仕事をしっかり行うということでもありますので、オーバーワークによって本業がおろそかになるようなことがあってはならないというのが原則でございます。

		<p>す。地方公務員法の逐条解説の中では、兼業、副業の許可基準に関して任命権者が許可をする場合には各地方公共団体において詳細かつ具体的な許可基準を設定すべきものであることと記載をされておりまして、他町村が具体的な運用基準、許可基準を整備した際もこの趣旨に沿った中で検討が行われたと考えております。繰り返しになりますが、まず他の自治体の事例などの情報収集を進めた上で調査研究、そして議論を深めていかなければならないものと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。</p>
	河口議長 西山議員	<p>再質問があれば許します。西山議員。</p> <p>労働力不足の緩和、職員の成長、スキルアップ、地域貢献、そして地域の課題解決や活性化につながる有効な制度と考えますので、ぜひスピード感を持って積極的に検討を進めていただくことをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。</p>
3・4 5・6	河口議長	<p>以上で西山伸宏議員の質問を終わります。</p> <p>日程第3、追加議案第11号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」、日程第4、追加議案第12号「土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第5、追加議案第13号「土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第6、追加議案第14号「土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」、以上4件を関連議案として一括議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
	亀野副町長	<p>議案第11号、職員の給与に関する条例等の一部改正、議案第12号、土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正、議案第13号、土幌町長等の給与等に関する条例の一部改正及び議案第14号、土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について議長のお許しがありましたので、一括で説明をさせていただきます。</p> <p>これらにつきましては、国家公務員の給与に関する法律の改正、人事院勧告に準じて手当及び給料等について改正しようとするものでありまして、本年度の人事院勧告では初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、民間との給料差約3%の給料月額を引上げを行い、ボーナスについては期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05か月分引き上げ、年間4.5か月から4.6か月、0.1か月分引き上げ、併せまして寒冷地手当においても月額11.3%引き上げる勧告を受け、本町においても勧告に準じ改定するものでございます。</p> <p>最初に、議案第11号の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案ですが、説明資料の2ページを御覧願います。第14条では、当年度の期末手当の改正であります。第2項中の「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を追加し、「100分の122.5」の次に「、</p>

12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中の「「100分の68.75」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と」を加え、6月、12月の期末手当をそれぞれ引き上げるため、これを改正するものでございます。

次に、第15条は、当年度の勤勉手当の改正であります。第2項第1号中の「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を追加し、「100分の102.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、次のページの同項第2項中の「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を追加し、「100分の48.75」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25」を加え、6月、12月の勤勉手当をそれぞれ引き上げるため、これを改正条例の第1条で行います。

次に、3ページの別表第1は給料表の改定でございます。別表第1は給料表の改定で、本ページから8ページまで記載をしておりますが、勧告に準じ、民間との格差約3%を引き上げるため、特に初任給をはじめ若年層での格差が大きいため、初任給を大学卒で19万6,200円から2万3,800円アップするなどして、最低3,300円までの引上げを行うものでございます。

続きまして、9ページを御覧願います。こちらは、令和7年度から適用するための期末手当の改正でございます。第14条第2項中の6月に支給する100分の122.5と12月に支給する100分の127.5をそれぞれ100分の125に改め、同条第3項中の定年前再任用短時間勤務職員について同項中の100分の125とあるのは100分の70に改めます。

次に、令和7年度から適用するための勤勉手当の改正であります。第15条第2項第1号中の6月に支給する100分の102.5と12月に支給する100分の107.5をそれぞれ100分の105に改め、同項第2項中の定年前再任用短時間勤務職員について6月に支給する100分の48.75と12月に支給する100分の51.25をそれぞれ100分の50に改めるため、これを改正条例の第2条で行います。

次に、11ページを御覧願います。こちらは、職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部改正で、改正案のとおり人事院勧告に準拠し、支給月額を区分ごとに改正するもので、こちらは改正条例の第3条で行います。

次に、12ページに移りまして、こちらは一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、改正案のとおり人事院勧告に準拠し、給料月額を改正するもので、こちらは改正条例の第4条で行います。

なお、任期付職員の勤勉手当は、一般職の条例から引用しておりますことを申し添えさせていただきます。

恐れ入ります。議案に戻っていただきまして、7ページ、8ページを御覧願います。附則の第1条、施行期日等につきましては、公布の日から施行するものですが、改正条例の第2条の規定は令和7年4月1日か

ら適用し、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等及び改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用いたします。

次に、附則第2条、特定任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の変更ですが、現に受けている号給が給料表の号給を超えている特定任期付職員がいる場合、その者の給料月額については改定後の給料表と現に受けている給料月額を考慮して、規則において定めることとしております。

次に、第3条では、今回の改正前の支給された給料は、改正後の条例の規定による給料の内払いとする規定で、既に支払った給料及び勤勉手当等は内払いの扱いとし、増額となった分の差額を後日支払うものとするものであります。

恐れ入ります。説明資料に再度戻っていただきまして、13ページ、14ページを御覧願います。こちらの議案第12号は、土幌町会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例の一部改正で、給料の額を別表第1のとおり人事院勧告に準拠し、給料月額を改正するものでございます。

なお、会計年度任用職員の勤勉手当については、職員の給料条例を引用しておりますことを申し添えさせていただきます。

附則につきましても、議案第11号と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、再度議案に戻っていただき、11ページを御覧願います。議案第13号の土幌町長等の給料等に関する条例の一部改正につきましても、職員の期末、勤勉手当の引上げ分と同率を期末手当として引き上げるものでございます。

なお、新旧対照表は、説明資料の15ページに載せてございます。

次に、附則の第1条、施行期日につきましても、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用するものでありますが、第2条において本年12月に支給する期末手当についての規定を設け、第3条に議案第11号と同様に手当の内払いの規定を設けております。

次に、12ページに移りまして、議案第14号 土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案ですが、期末手当を0.1か月分アップするものでございます。

新旧対照表は、説明資料の16ページに載せてございます。

施行期日及び報酬の内払いに係る附則につきましても、議案第13号と同様となっておりますので、省略をさせていただきます。

以上、議案第11号から第14号まで、今年的人事院勧告による給料の改定についての説明とさせていただきます。

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから追加議案第11号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 これから追加議案第12号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 これから追加議案第13号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 これから追加議案第14号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
7・8		日程第7、追加議案第15号「令和6年度士幌町一般会計補正予算〔第8号〕」、日程第8、追加議案第16号「令和6年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第4号〕」、日程第9、追加議案第17号「令和6年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第2号〕」、日程第10、追加議案第18号「令和6年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第3号〕」、日程第11、追加議案第19号「令和6年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第3号〕」、日程第12、追加議案第20号「令和6年度士幌町簡易水道事業会計補正予算〔第2号〕」、日程第13、追加議案第21号「令和6年度士幌町下水道事業会計補正予算〔第2号〕」、以上7件を関連議案として一括議題とします。
9・10		
11・12		
13		
	西 野 総務課長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。 総務課長、西野よりご説明申し上げます。 議案第15号 令和6年度士幌町一般会計補正予算〔第8号〕、議案第16号 令和6年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第4号〕、議案第17号 令和6年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第2号〕、議案第18号 令和6年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第3号〕、議案第19号 令和6年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第3号〕、議案第20号 令和6年度士幌町簡易水道事業会計補正予算〔第2号〕、議案第21号 令和6年度士幌町下水道事業会

計補正予算〔第2号〕につきまして議長のお許しがありましたので、一括で説明をさせていただきます。

これら7件の補正予算につきましては、先ほどの議案第11号から第14号までの各条例の改正に併せまして本年の人事院勧告に準じた給与改定に伴う各会計の特別職、一般職等の人件費について調整を行うもので、各会計の科目ごとの詳細な説明は省略させていただきますので、ご了承ください。

参考までに今回計上いたしました一般会計、4特別会計、2事業会計の計7会計を合わせました人件費の追加額の内訳を申し上げますと、報酬が529万2,000円、給料が5,116万3,000円、手当等が3,633万4,000円、共済費が1,077万1,000円となり、7会計合計で1億356万円の追加となったところでございます。

それでは、各議案の1ページ目にあります補正予算額並びに補正後の予算額について会計ごとにそれぞれご説明させていただきます。

最初に、議案第15号の一般会計補正予算の1ページを御覧願います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億316万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ115億8,493万6,000円に改めようとするものです。

続きまして、議案第16号、国民健康保険事業特別会計補正予算の1ページを御覧願います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,220万5,000円に改めようとするものです。

続きまして、議案第17号、後期高齢者医療事業特別会計補正予算の1ページを御覧願います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,794万円に改めようとするものです。

続きまして、議案第18号、介護保険事業特別会計補正予算の1ページを御覧願います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1,701万5,000円に改めようとするものです。

続きまして、議案第19号、介護サービス事業特別会計補正予算の1ページを御覧願います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,155万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,698万円に改めようとするものです。

続きまして、議案第20号、簡易水道事業会計補正予算の1ページを御覧願います。第2条で収益的収入の予定額を第1款簡易水道事業収益3億4,485万円を3億4,608万9,000円に、第3項営業外収益1億5,300万1,000円を1億5,424万円にそれぞれ改め、収益的支出の予定額を第1款簡易水道事業費用3億5,984万円を3億6,107万9,000円に、第1項営業費用3億3,845万9,000円を3億3,969万8,000円にそれぞれ改めようと

するものです。

続きまして、議案第21号、下水道事業会計補正予算の1ページを御覧願います。こちら第2条で収益的収入の予定額を第1款下水道事業収益2億3,036万9,000円を2億3,108万9,000円に、第3項営業外収益1億6,964万7,000円を1億7,036万7,000円にそれぞれ改め、収益的支出の予定額を第1款下水道事業費用2億5,271万6,000円を2億5,343万6,000円に、第1項営業費用2億4,299万1,000円を2億4,371万1,000円にそれぞれ改めようとするものです。

なお、各議案の末尾に特別職、一般職等の給与費明細書を掲載しておりますので、詳細はそちらをご参照願います。

以上で議案第15号から第21号までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

河口議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

河口議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

河口議長 討論なしと認め、これから追加議案第15号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

河口議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから追加議案第16号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

河口議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから追加議案第17号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

河口議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから追加議案第18号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

河口議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから追加議案第19号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>これから追加議案第20号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>これから追加議案第21号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>「閉会中継続調査申出書」を議題とします。</p> <p>議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査申出がございました。</p> <p>お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、各委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。</p> <p>以上で本定例会に付議された事件は全て終了しました。</p> <p>会議規則第7条の規定により本日で閉会します。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
河口議長	<p>異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定しました。</p> <p>これで本日の会議を閉じます。</p> <p>令和6年第4回土幌町議会定例会を閉会します。</p> <p style="text-align: right;">(午後 0時12分)</p>

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員